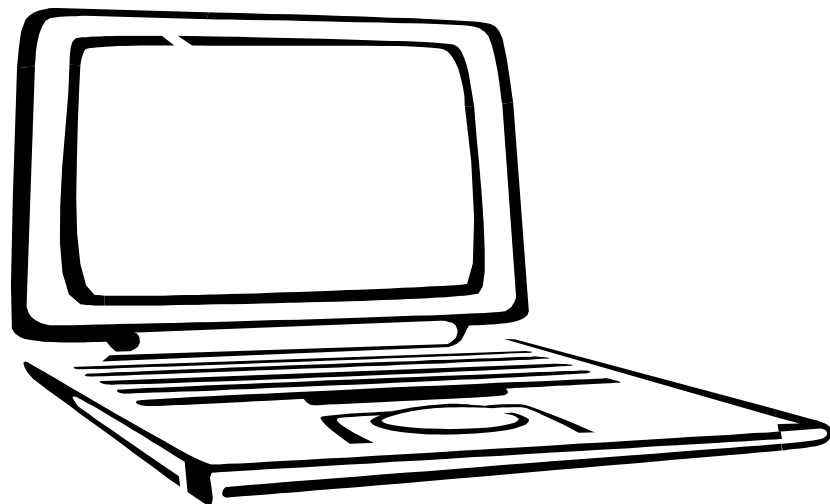


# スポーツ施設予約システム ご利用の手引き



習志野市教育委員会

生涯スポーツ課

R1.11 改定版

## 予約システムのご案内

習志野市では、市民の皆さんがどこでも、気軽にスポーツ施設を利用していただけるよう、パソコンや携帯電話・スマートフォンによるインターネット接続及び、スポーツ施設窓口等に設置した利用者用端末から、スポーツ施設の予約等ができるサービスを実施しています。

1. 施設予約システムでは、次のようなサービスを提供しています。

- ・空き状況の確認
- ・抽選予約の申込み、結果の確認
- ・随時予約の申込み 等

2. 対象施設

施設	施設名	住所	問合せ先	備考
テニスコート	袖ヶ浦テニスコート	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380	砂入人工芝4面
	秋津テニスコート	秋津 5-20-2	452-6155	砂入人工芝6面 ナイター設備(3面)
	実籾テニスコート	実籾 6-29-1	477-9219	クレー6面
	芝園テニスコート	芝園 1-3-2	451-0280	砂入人工芝4面 ナイター設備
体育館	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380	バスケット、バレー2面
	東部体育館	東習志野 3-4-5	493-7900	〃
野球場	第一カッター球場 (秋津野球場)	秋津 3-7-2	451-5661	天然芝 ナイター設備
サッカー場	第一カッターフィールド (秋津サッカー場)	秋津 3-7-3	451-5661	天然芝 ナイター設備
	茜浜近隣公園	茜浜 1-3	452-4380	サッカーコート1面 ナイター照明
	袖ヶ浦少年サッカー場	袖ヶ浦 5-1	452-4380	少年サッカーのみ 使用可
	芝園フットサル場	芝園 1-3-2	451-0280	人工芝3面 ナイター設備
多目的広場	秋津公園多目的広場	秋津 3-7	451-5661	ナイター設備
講習室等	第一カッターフィールド 研修室	秋津 3-7-3	451-5661	
	東部体育館講習室	東習志野 3-4-5	493-7900	

### 3. 利用方法と利用時間

方法	概要	利用時間
パソコン（インターネット接続）	インターネットに接続した家庭等のパソコンを使って利用できます。	原則、24 時間利用 できます。
携帯電話 （WEB機能あり）	携帯電話に接続して利用できます。	
スマートフォン	スマートフォンに接続して利用できます。	
スポーツ施設窓口の 端末	市内スポーツ施設等（下記参照）の窓口 に設置してある利用者用端末が利用 できます。	原則、施設が開館 している時間

※機械の保守点検等により、サービス提供時間内であってもシステムが一時的に利用できない場合があります。

#### 利用者用端末設置場所

施設名	利用時間	利用できない日
生涯スポーツ課（市庁舎 2 階）	8:30～16:30	土・日曜、祝日、年末年始
スポーツ振興協会（暁風館内）	9:00～17:00	年末年始
袖ヶ浦体育館事務所	17:00～20:30	年末年始
東部体育館	9:00～20:30	年末年始
秋津テニスコート	9:00～20:30	年末年始
実籾テニスコート	9:00～16:30	年末年始
芝園テニスコート・フットサル場	9:00～20:30	年末年始

## 利用者登録のご案内

「スポーツ施設予約システム」を利用する場合は、あらかじめ利用者登録を済ませる必要があります。（施設の空き状況の確認は、利用者登録の有無にかかわらず利用できます。）

登録方法は、「仮登録」→「本登録」の2段階の手続きが必要です（6ページ参照）

### 1. 仮登録

自宅のパソコン等で「習志野市ホームページ」⇒「施設予約」⇒「スポーツ施設予約システム利用方法」のページから「ちば施設予約サービス」へ進み、仮登録を行うと利用者番号（ID）が取得できます。

※システム以外からの仮登録はできません。

※利用者番号・パスワード（英数混在4～8桁）はシステムを利用する際に必要となりますので、忘れないよう管理してください。

※パソコンや携帯電話・スマートフォンを持っていない方は、施設に設置する利用者用端末（2ページ参照）を利用してください。

#### ◆登録要件

利用者登録ができる方は、スポーツ施設の利用にあたり営利を目的としない高校生以上の方とします。

※中学生が使用する場合⇒8ページを参照

#### ◆登録区分

登録区分には、個人登録と団体登録があります。

登録区分	登録要件
個人登録	高校生以上の方
団体登録	代表者が高校生以上で、かつ8名以上の人数で構成される団体

※団体人数が8名未満の場合は、団体登録はできません。個人登録となります。

※袖ヶ浦少年サッカー場を使用する場合は、小学校6年生以下の児童が8名以上で構成される団体となります。なお代表者は高校生以上とします。

#### ◆市内・市外区分

- ①市内個人・・・習志野市に在住・在勤・在学（市内の高校に在学）している個人
- ②市外個人・・・①に属さない個人
- ③市内団体・・・習志野市に在住・在勤・在学（市内の高校に在学）している者が半数を占める8名以上で構成された団体
- ④市外団体・・・8名以上で構成された③に属さない団体

登録区分や市内、市外区分による予約の制限等は以下のとおりです。

登録区分 (市内・市外区分)	登録要件 等	予約の制限 等
市内個人	ア) 市内に在住・在勤・在学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコートのみ抽選予約に申込みできます。</li> <li>・テニスコート以外の施設を利用する場合は、随時予約となります。</li> </ul>
市外個人	イ) 上記「ア」に該当しない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選予約には申込みできません</li> <li>・抽選終了後の随時予約を利用してください。</li> </ul>
市内団体	ウ) メンバーは8名以上 【メンバーは、中学生以下でも可】 エ) 団体代表者は高校生以上の方 オ) メンバーの半数が市内に在住・在勤・在学のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコート以外の施設の抽選予約に申し込みできます。</li> <li>・テニスコートを利用する場合は随時予約となります。</li> </ul>
市外団体	カ) 上記「ウ」及び「エ」と同様 キ) 市内在住・在勤・在学者が半数に満たない団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選予約には申込みできません</li> <li>・抽選終了後の随時予約を利用してください。</li> </ul>

※テニスコート以外の施設とは、野球場、サッカー場、フットサル場、体育館、多目的広場、講習室等です。

※「在学」に大学生及び専門学校生は含まれません。

## 2. 本登録の申請

システムから仮登録後、「習志野市スポーツ施設利用者登録申請書」（習志野市ホームページからダウンロード又は各施設等の窓口に用意）に必要事項を記載し、スポーツ施設等の窓口で本登録の申請を行ってください。なお、本登録はできるかぎり主に使用される施設でお願いします。

### 必要な書類

個人登録・・・住所、氏名などが確認できるもの（運転免許証等）を提示してください。

団体登録・・・代表者の住所・氏名などが確認できるものの他に、団体構成員名簿を提出してください。（代表者：主に施設の利用予約の申請等をされる方）

※代表者が市内在勤の場合、社員証又は在勤証明書等を提示してください。

※代表者が市内在学の場合、学生証等を提示してください。

※申請は申請者本人が行ってください。

※団体登録の構成員（市内者）の中で、すでに他の団体構成員として届け出ている場合は、原則市内者として人数に含めることはできません。

※団体構成員名簿及び在勤証明書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

## 本登録申請窓口一覧

受付窓口	受付時間	休館日等
生涯スポーツ課（市庁舎 2 階）	8:30～16:30	土・日曜、祝日、年末年始
スポーツ振興協会（暁風館内）	9:00～17:00	年末年始
袖ヶ浦体育館事務所	17:00～20:30	年末年始
東部体育館	9:00～20:30	年末年始
第一カッターフィールド	9:00～16:30	年末年始
秋津テニスコート	9:00～20:30	年末年始
実籾テニスコート	9:00～16:30	年末年始
芝園テニスコート・フットサル場	9:00～20:30	年末年始

### 3. 有効期限と更新手続

- ・利用者登録には有効期限があります。有効期限は登録日の当該年度の3月31日までとします。
- ・利用者登録の更新は、有効期限が切れる3ヶ月前から各施設の窓口で行ってください。

#### 更新手続きの方法

「習志野市スポーツ施設利用者登録申請書（更新）」に内容を記載のうえ、各スポーツ施設等の窓口へ提出してください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証等）を提示してください。

※手続きは、申請者本人が行ってください。

※代表者が市内在勤の場合、社員証又は在勤証明書等を提示してください。

※代表者が市内在学の場合、学生証等を提示してください。

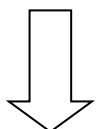
※団体登録の場合、同時に団体構成員名簿を提出してください。

### 4. 登録内容の変更等

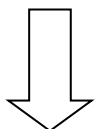
- ・利用者登録の内容等に変更が生じた場合は、すみやかに「習志野市スポーツ施設利用者登録申請書（変更）」を提出してください。
- ・団体登録で構成員等に変更が生じた場合は、すみやかに変更後の団体構成員名簿を提出してください。
- ・メールアドレスを登録している場合は、システムから「電話番号」及び「メールアドレス」の変更、「パスワード」の再設定ができます。
- ・利用者番号（ID）を忘れた場合、システムから「登録したメールアドレス、カナ名、電話番号」で確認できます。

## 利用者登録から施設使用までの流れ

利用者登録  
(仮登録)

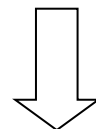


利用者登録  
(本登録)

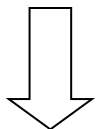


利用者登録  
完了

抽選予約  
申込み



抽選結果



随時予約  
の申込



施設利用

- ・事前に利用者の情報をパソコン・携帯電話・スマートフォンから入力し、仮登録し利用者番号（ID）を取得します。
- ※仮登録だけではシステムを利用することはできません。各施設窓口にて本登録が必要です。
- ※システムの操作方法は、別紙マニュアルを参照してください。

- ・「スポーツ施設利用者登録申請書」に利用者番号（ID）等を記載のうえ本人であることが確認できる書類等を持参し、スポーツ施設等の窓口で手続きをしてください。
- ・市内在勤・在学の方は確認できる書類を提示ください。
- ・団体登録の場合は、団体構成員名簿を提出してください。

- ・スポーツ施設予約システムの利用（予約・抽選等）が可能となります。

- ・市内個人及び市内団体の方は、毎月1日から10日の間に、2ヶ月後の1ヶ月分をまとめて申し込みます。
- 例) 8月には、10月利用分の予約、9月には、11月利用分の予約となります。

- ・毎月11日の早朝に、システムで自動抽選を行います。抽選結果は、11日の午前9時にシステム画面で確認できます。
- ・メールアドレスを登録されている方は、午前9時から順次結果がメールで配信されます。

- ・利用者登録をされた全ての方は、毎月13日の午前10時より抽選予約の申込みの無かった空き時間を先着順で受け付けます。
- 例) 8月13日の午前10時以降であれば、インターネットの画面から空き状況が検索でき10月31日までの予約が可能となります。

- ・利用日当日に施設窓口で使用料を支払い、施設を利用してください。

## 抽選予約・随時予約方法のご案内

### 1. 抽選予約の申込み（対象：市内個人及び市内団体の方）

#### ①抽選申込期間

○利用月の2ヶ月前の1日（0時）～10日（23時59分）までの10日間です。

例）10月1日～31日の利用分の抽選申込み期間は、8月1日～8月10日となります。

#### ②抽選日

○利用月の2ヶ月前の11日（早朝）にシステムで自動抽選します。

#### ③抽選結果の確認

○抽選結果は、抽選日の午前9時よりシステム画面で確認できます。

○メールアドレスを登録されている方は、抽選日の午前9時頃に結果が配信されます。

○抽選結果の電話でのお問合せは、申込者本人又は団体代表者のみとさせていただきます。その際は、氏名（又は団体名）と利用者番号（ID）が必要となります。

○抽選予約に当選した場合は、その時点で予約が確定となります。予約確定後のキャンセルは、所定のキャンセル料が生じます。

### 2. 随時予約の申込み（対象：利用者登録された全ての方）

#### ①随時予約の申込み期間

○利用月の2ヶ月前の13日午前10時から先着順にて受付します。

○利用日の前日（秋津野球場は3日前、ナイターについては7日前）まで、システムにて予約の空き状況の確認及び随時予約の申込みができます。

○当日の利用を希望する場合は、直接施設窓口へお問合せください。なお、第一カッターフィールド及び第一カッター球場は、当日利用は受け付けていません。

○大会・イベント等の予備日が一般開放となった場合の予約は、大会等の全日程が終了した翌日の午前10時よりシステムで先着順にて受付します。

#### \* 予約の際のお知らせ（テニスコートをご利用の方へ）

システム画面には「多機能版」、「簡易版」があります。（空いている面を自動的に振り分けます。）随時予約で面を指定する場合は、「多機能版」を利用してください。詳細は、市ホームページに掲載の「随時予約操作マニュアル」で確認してください。

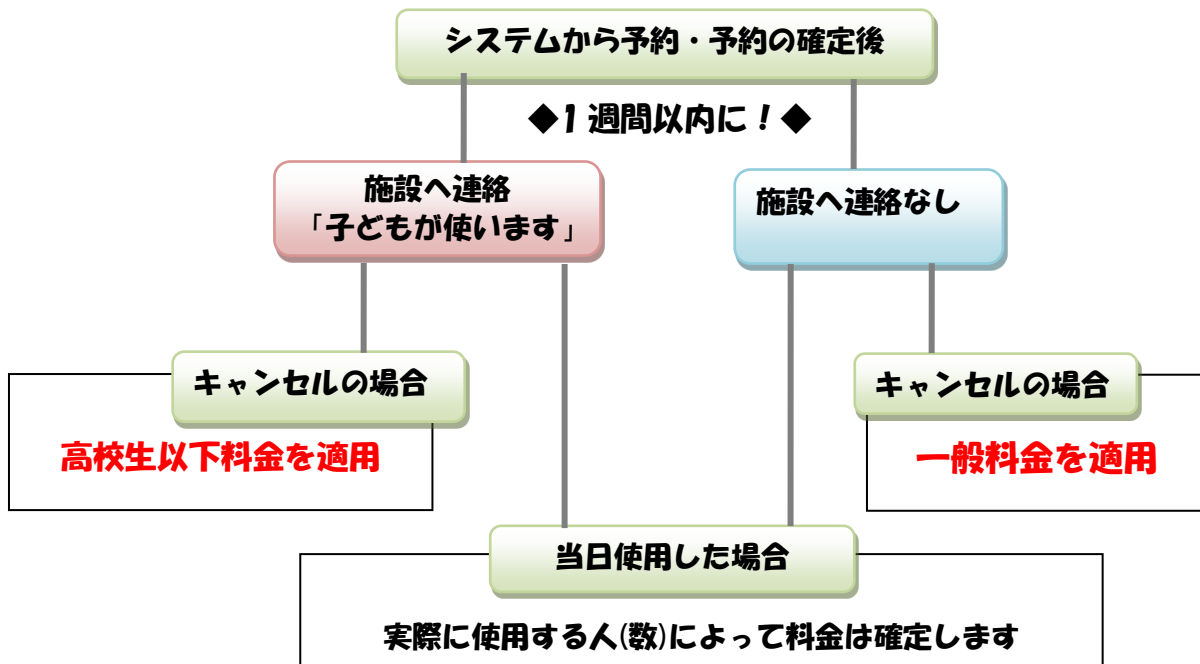


### 予約の申込みについてのお願い

より多くの皆さんに施設を使用していただくために、予約の申込みは、実際に利用する施設、コマ数での申し込みをお願いします。

予約完了（確定）後、利用者の都合により取り消される場合は、キャンセル料（12ページ参照）がかかります。使用する分だけ、予約申込みするようお願いします。

- ◆「保護者等大人（個人登録）の利用者番号（ID）で予約し、高校生以下の方が使用する場合」の取り扱いは、以下のとおりとなります。御注意ください。



- ◆中学生（本人）による予約について

中学生は、利用者登録ができません。中学生が施設予約をする場合は、直接窓口にて申請書の記載をお願いします。この場合、保護者の方へ確認の連絡をさせていただきます。

抽選予約・随時予約の申込制限

施設名	抽選予約	随時予約
袖ヶ浦テニスコート 実籾テニスコート 秋津テニスコート 芝園テニスコート	申込数：各施設月 8 コマまで (うち土・日曜は月 4 コマまで)	月 8 コマまで (土・日曜は 4 コマまで) ※抽選予約で当選したコマ数を含む
袖ヶ浦体育館 東部体育館	申込数：各施設月 4 コマまで	月 5 コマまで ※抽選で当選したコマ数を含む
第一カッター球場	申込数：月 1 コマまで	月 1 コマまで ※抽選で当選した場合、その月は申込みできません
第一カッターフィールド	申込数：月 1 コマまで (使用時間は、午前 9 時から 午後 9 時の間の 2 時間)	月 1 コマまで ※抽選で当選した場合、その月は申込みできません
芝園フットサル場	申込数：月 4 コマまで (1 時間又は 2 時間で 1 コマとカウント)	月 5 コマまで (1 時間の場合 10 コマ) ※抽選で当選したコマ数を含む
茜浜近隣公園 秋津公園多目的広場 袖ヶ浦少年サッカー場	申込数：各施設月 8 コマまで (うち土・日曜は 月 4 コマまで)	月 10 コマまで (土・日曜は 5 コマまで) ※抽選で当選したコマ数を含む
第一カッターフィールド 研修室	申込数：月 4 コマまで (1 時間又は 2 時間でも 1 コマとカウント)	月 5 コマまで (1 時間の場合は 10 コマ) ※抽選で当選したコマ数を含む
東部体育館講習室	申込数：月 4 コマまで	月 5 コマまで ※抽選で当選したコマ数を含む

※コマ＝抽選又は随時予約の申込みできる数のことです。

有料施設は 2 時間 1 コマとなります。

(芝園フットサル場・第一カッターフィールド研修室の抽選は 1 時間 1 コマ)

**無料施設**は、原則 3 時間 1 コマ (夜間は 2 時間 1 コマの箇所もあり) となります。

予約の際の注意事項

- ・「同じ施設の同じ時間」へ重複して抽選申込みはできません。
- ・「同じ施設の同じ日」へ重複して申込み (抽選・随時) はできません。  
(1 日 1 コマのみ可)
- ・利用日の 7 日前からは、随時予約のコマ数制限は無くなります。  
(無制限に予約ができます)

## 当日有料施設を利用する際の流れ

- ①施設窓口で、予約をした方の利用者番号（I D）と氏名を伝えてください。
- ②利用人数「市内・市外」「大人・子ども」を伝えてください。
- ③使用器具（個数・時間）が、予約した際と異なる場合は、申し出てください。
- ④器具を使用する方で、事前に予約をしていない場合は、器具・個数等を申し出てください。
- ⑤利用時間直前に施設窓口で、使用料を支払ってください。
- ⑥許可書兼領収書を窓口で発行します。
- ⑦施設を利用することができます。

### 注意

- ※無料施設を利用する方は、原則許可書はありません。予約後直接施設を利用してください。
- ※器具の数には限りがあるので、事前に（システムから）予約をしない場合、当日器具が利用できないこともあります。

## 許可書の発行、使用料の支払い

### 1. 許可書の発行

有料施設を使用する場合は、許可書兼領収書を利用する時に発行します。（無料施設は、原則許可書の発行はありません）なお、事前に許可書が必要な方は、使用する施設窓口へ連絡してください。

### 2. 使用料の支払い

有料施設は、利用時間直前に使用する施設の窓口で使用料を支払ってください。

（設備や夜間照明を使用する場合は、それに伴う使用料も負担していただきます。）

※秋津公園多目的広場の夜間照明を使用する場合は、事前に第一カッターフィールドの窓口で、照明カードの購入が必要となります。

※操作盤にカードを挿入することで照明が使用できます。詳細は、第一カッターフィールドまで問合せください。

※茜浜近隣公園（サッカー場）の夜間照明を使用する場合は、事前に習志野市スポーツ振興協会の窓口で、照明カードの購入が必要となります。

※操作盤にカードを挿入することで照明が使用できます。詳細は、習志野市スポーツ振興協会まで問合せください。

**※利用日当日までに、無断キャンセル等で施設使用料(キャンセル料含む)が未納の場合は、その日以降の抽選・随時予約の申込みができなくなります。**

## 予約の取消(キャンセル)

### 1. 予約の取消をする場合

①抽選予約に当選又は随時予約を申込みした時点で、予約が確定となります。その後、予約を取消す場合は下記のキャンセル料がかかります。

- ・利用日の30日前まで・・・・・・・・利用料金の20%
- ・利用日の7日前まで・・・・・・・・利用料金の50%
- ・利用日の6日前から当日・・・・・・・・利用料金の100%

②予約完了後の取消は、各施設へ直接、連絡してください。(予約システムからの取消はできません。)

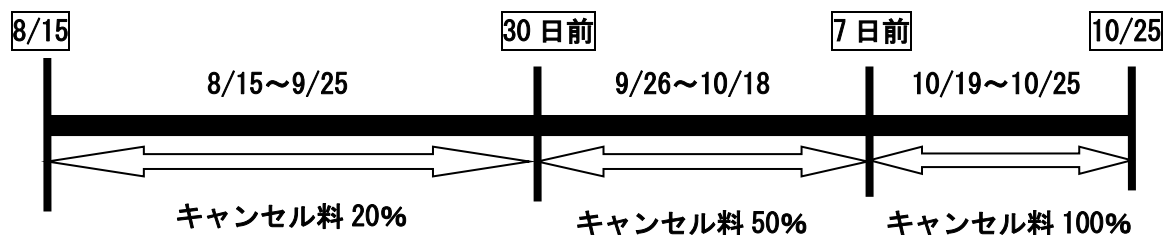
**※キャンセル料が未納の場合は、抽選・随時予約の申込みができなくなりますので、注意してください。(前ページ参照)**

**※予約取消し(キャンセル)の連絡は、予約をした本人が行ってください。**

③予約日の変更や振替はできません。

④キャンセル料は、予約申請者の区分(高校生以下、一般)となります。区分の変更は、予約確定後1週間以内に、使用する施設の窓口へ申出てください。(8ページ参照)

例) 予約申込日8月15日、利用日10月25日の場合



取消申請窓口一覧

施設名称	取消申請場所
袖ヶ浦体育館 袖ヶ浦テニスコート 袖ヶ浦少年サッカー場 茜浜近隣公園	習志野市スポーツ振興協会窓口 (袖ヶ浦体育館) ☎047(452)4380
第一 Cutter 球場 第一 Cutter フィールド・研修室 秋津公園多目的広場	第一 Cutter フィールド窓口 ☎047(451)5661
東部体育館・講習室	東部体育館窓口 ☎047(493)7900
秋津テニスコート	秋津テニスコート窓口 ☎047(452)6155
実籾テニスコート	実籾テニスコート窓口 ☎047(477)9219
芝園テニスコート 芝園フットサル場	芝園テニスコート・フットサル場窓口 ☎047(451)0280

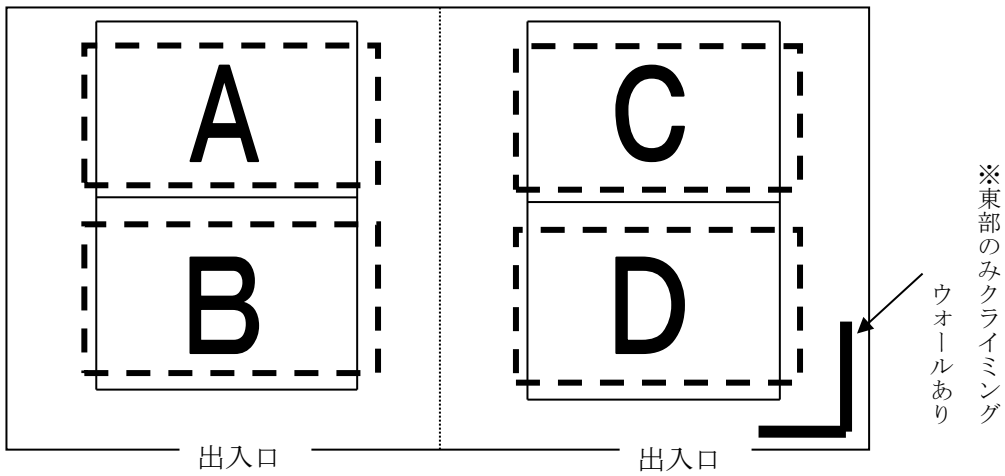
## その他(各施設の注意事項等)

施設	予約・利用にあたっての注意事項
各施設共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必ず係員の指示に従ってください。</li> <li>○使用後は、整備・清掃等を行ってください。</li> <li>○駐車台数に限りがありますので、なるべく乗合で来場してください。</li> <li>○競技目的に適したシューズを着用してください。</li> <li>○営利目的での利用は禁止します。</li> <li>○プレーをしないお子様のアリーナ及びコート内への立ち入りは、危険防止のため禁止します。</li> </ul>
体育館（共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育館のコート名称は、次の配置図を参考にしてください。</li> <li>○バスケットボールを行う場合は、1 / 2面の予約が必要となります。</li> </ul>
袖ヶ浦体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バウンドテニスの1/4面の利用は、1式のみでの使用になります。</li> <li>○ソフトバレーボールを行う場合は、1/2面の予約が必要となります。</li> </ul>
東部体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クライミングウォールを利用する場合は、以下を守ってください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クライミングを使用するには「<u>体育館D 1 / 4面</u>」を予約する必要があります。D面以外の予約では、使用することはできません。</li> <li>・事前に初回者講習会の受講が必要となります。（講習会の日程は、施設に問合せください）</li> <li>・2名以上での利用となります。</li> </ul> </li> <li>○フットサルでの使用は、小学6年生以下の児童のみで、かつ1 / 2面の予約が必要となります。</li> <li>○バスケットボールは、大人用ゴールでの利用になります。</li> </ul>
<u>屋外施設共通</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨天等により使用の可否が不明な場合は、利用の1時間前（芝園テニスコート・フットサル場は1時間30分前）に各施設へ問い合わせてください。</li> </ul>
第一カッター球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用の際は、市ホームページに掲載されている注意事項を守ってください。</li> <li>○試合形式のみの貸出しとなります。</li> <li>○利用日の7日前までに予約した団体と対戦チームの名簿の提出が必要です。（Fax可）</li> <li>○芝生の養生期間があり、その期間中は予約・利用ができません。</li> <li>○利用目的が野球以外（ソフトボール等）の場合は、準備時間が必要です。</li> </ul>

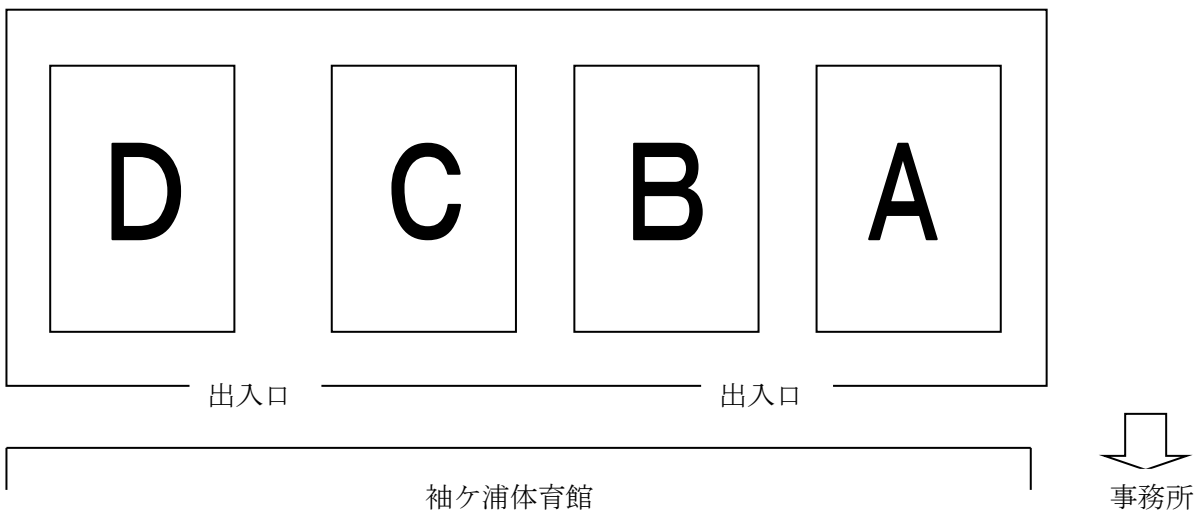
<p>第一カッター フィールド</p>	<p>○第一カッターフィールドは、9時から21時のうち希望する2時間を使用することができます。予約が確定した方は、第一カッターフィールド窓口まで使用する時間（2時間以内）を連絡してください。</p> <p>○利用の際は、市ホームページに掲載されている注意事項を守ってください。</p> <p>○試合形式のみの貸出しとなります。</p> <p>○試合時間に関わらず、前半・後半の1ゲームのみになります。</p> <p>○利用日の7日前までに予約した団体と対戦チームの名簿の提出が必要です。（Fax可）</p> <p>○芝生の養生期間があり、その期間中は予約ができません。</p>
<p>芝園 フットサル場</p>	<p>○1回の抽選予約で、1時間又は2時間の範囲で申込みができます。</p> <p>○1回の申込みで、1時間又は2時間の範囲で申込みができます。</p>
<p>秋津公園 多目的広場 及び 茜浜近隣公園</p>	<p>○夜間の利用は、事前に照明カードの購入が必要となります。</p> <p>○照明カードの購入場所及び購入できる時間</p> <p>    【場所】秋津公園多目的広場：第一カッターフィールド窓口             茜浜近隣公園：スポーツ振興協会窓口</p> <p>    【時間】両施設とも 8時30分から17時</p> <p>○芝生の養生期間があり、その期間中は施設の一部が利用できません。</p> <p>○秋津公園多目的広場は、緊急時ドクターヘリの発着が優先されます。</p>
<p>袖ヶ浦少年サッカー場</p>	<p>○袖ヶ浦少年サッカー場は、小学6年生以下が使用できます。</p>

## 各施設配置図(体育館・テニスコート・フットサルコート)

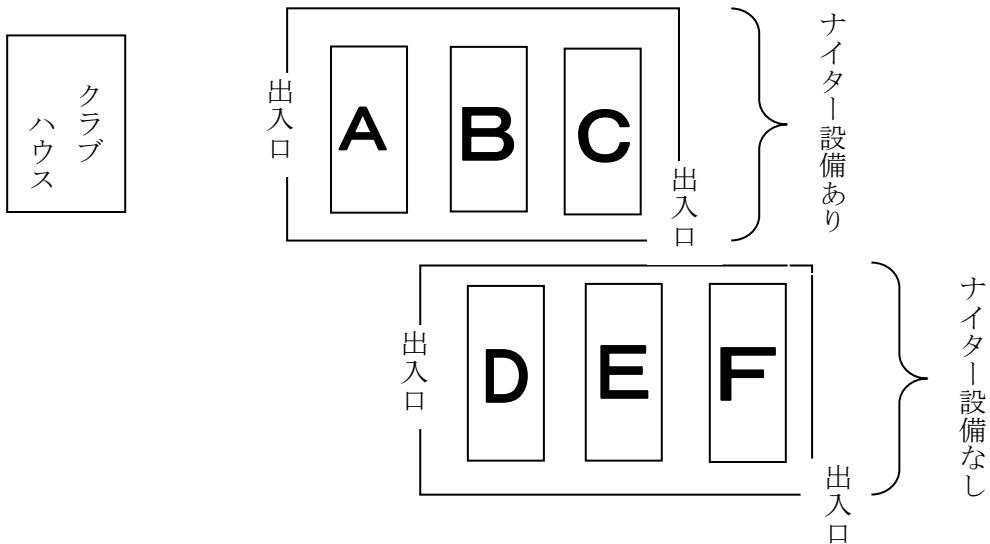
(袖ヶ浦体育館・東部体育館)



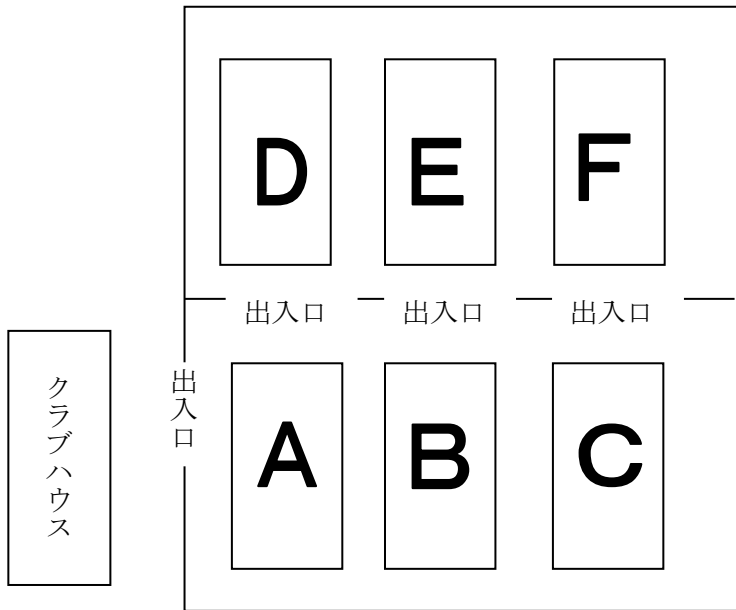
(袖ヶ浦テニスコート)



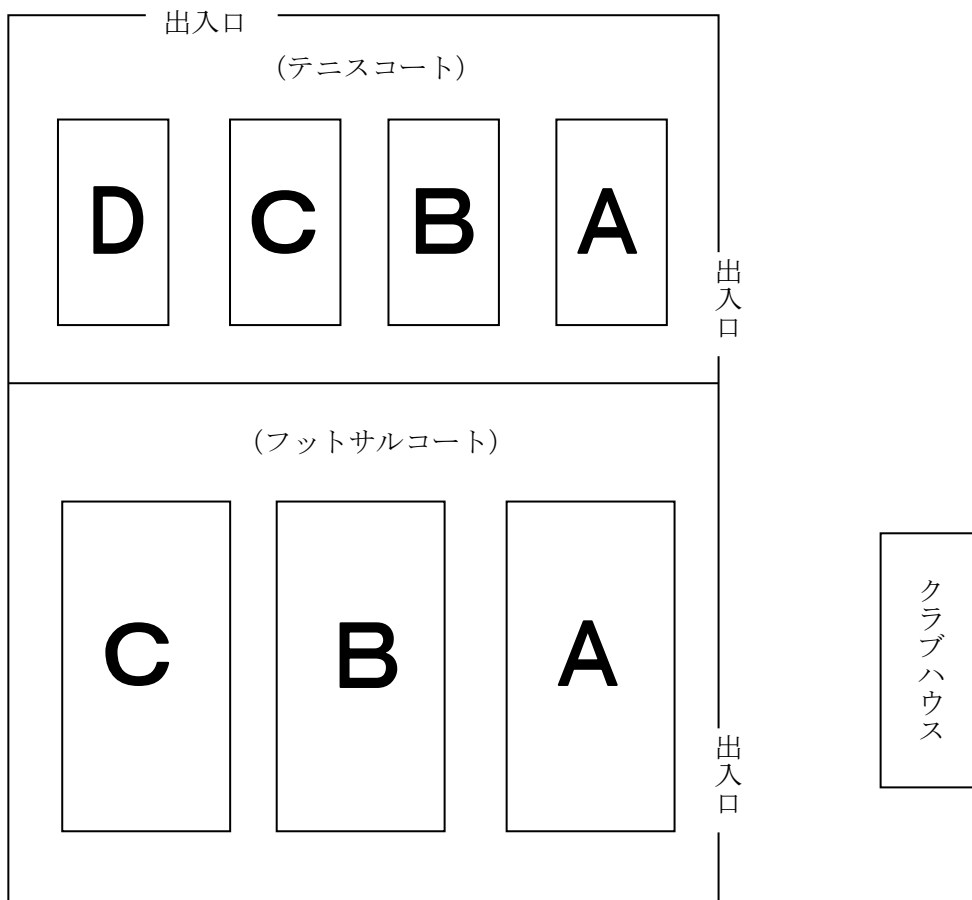
(秋津テニスコート)



(実籾テニスコート)



(芝園テニスコート・フットサル場)





予約システムについてのお問合せ先

習志野市教育委員会 生涯学習部  
生涯スポーツ課

(電話) 047(451)1151

内線452・459